ペット同行・同伴避難所、仮設住宅入所名簿 兼 登録名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ペットの写真 | 飼い主等の写真※家族・預かり主・　保護者・管理者等 | 避 難 所 名 |  |
| 避難所における登 録 番 号 |  |
| 入 所 日 及 び 出 発 地 | 月 日自 宅 ・ そ の 他 （ ） |
| 退 所 日 及 び 行 き 先 | 月 日自 宅 ・ そ の 他 （ ） |
| 飼 い 主 の 情 報又は、発見者、保護者、預かり者や団体、引取者の情報 | 氏 名 |  |
| 住 所 |  |
| 連 絡 先 |  |
| 避難している教室や場所等 |  |
| 　ペ ッ ト の 情 報 | 名 前 |  |
| 飼育動物の種類 | ・動物種: 犬 ・ 猫 ・ その他 種 類:・個体数: 犬（　　）　猫（　　）　その他（　） |
| 飼育動物の特徴 | ・性 別: オス ・ メス　　・体 重: 　　　　kg　　・種 類（　　　　　　　　　　　　　）・避妊・去勢の有無: 実施済み ・ 未実施　　・毛 色（　　　　　　　　　　　　　）・そ の 他 :　( 　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 予防接種の有無 | 狂犬病ワクチン接種: 有 ・ 無 感染症予防ワクチン接種: 有 ・ 無具体的なワクチン種類:(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ) ノミ・ダニ・寄生虫等駆除状況: 実施済み・未実施 駆除の措置内容及び時期 (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  |
| 個体識別の有無マイクロチップ等 | 個体識別: 有 ・ 無個体識別方法 (　　　　　　　)　マイクロチップ番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 生 年 月 日 | 年 　　月 　　日 （ 　歳）　※不明な場合は推定年齢 |
| 性 別 | オ ス ・ メ ス | 不 妊 去 勢 手 術 | 済 ・ 未 |
| 特 徴 | 毛の色や模様、尻尾の長さ、形、耳の形、目の色、鼻の色などの体の特徴や人に対する特性（怖がる、吠える、かみつく）などできるだけ多く。 |
| ペット保険 | 加入会社名：保険証番号： |
| 治療中疾病 | 持 病: 有 ・ 無疾病名 (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  |
| アレルギー等 |  |
| 服用薬　 | 薬の名前（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）服用回数（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 犬の登録情報 | 鑑 札 番 号 ： 第 　　　　　　　　　　　号注 射 済 票 番 号 ： 　年 度　 第 　　　　　　　　号 |
| 獣医情報01 | 動物病院名：電話番号：獣医師名： |
| 獣医情報02 | 動物病院名：電話番号：獣医師名： |
| 避難所内の飼育場所ケージ番号 |  |
| その他 |  |

※著作権フリー、自由に編集してお使い下さい。

作成者：一般社団法人 日本防災教育訓練センター　代表理事 サニーカミヤ

ペットの救急法：ペットセーバープログラム　<https://petsaver.jp>

ペット同行・同伴避難所、仮設住宅入所名簿 兼 登録名簿

1 避難所運営委員会環境班は、受付における飼い主（家族含む）の確認、入所中の事故防止のため、まず、ペット同行・同伴避難者用受付窓口を設置します。

2 ペット同行・同伴避難者を一般の避難者と別のペット同行・同伴避難者用受付窓口に誘導します。

3 ペット同行避難者用受付窓口で、「ペット同行・同伴避難入所名簿 兼 登録名簿」で受付を開始し、記入します。あらかじめ飼い主が持参したペット手帳の写し等同じ記載項目があればそれを名簿に貼付します。

4 受け入れが可能なペットの場合は、ペットの飼育について、飼い主の「共助」で運営する「飼い主の会」の一員となることや飼育ルール順守の説明(チラシを配布)をします。 また、飼い主にケージ札を渡し、記入の上ケージに装着してもらいます。

5 避難所の状況や特別な管理が必要等、受け入れかが困難なペットについては、受け入れ可能な預け先へ預けることを前提として一時的な受け入れを行い、飼い主へ、今後の流れについての説明を行います。

6 環境班は、飼い主とペットを飼養スペースへ移動させた後に、改めて飼い主を一般の避 難者用受付に案内します。また、必要に応じてペット同行避難者用受付窓口での受付状況を一般の避難者用受付や避難所運営委員会に報告します。

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬など)は、居室への同伴が必要となるので、避難所での受け入れ体制を整えましょう。

「飼い主の会」立ち上げ後は、受付を飼い主の会に引き継ぎます。

**避難所におけるペットの受入れに関するガイドライン**

I 受入れ可能なペット等
1 ペットとは、飼い主が生活していく上で密接な関係を持っている動物であり、避難所の運営者は、同行避難を想定し、人の避難に支障のない範囲で受入れることとする。

2 避難所の運営者は、次の動物について受入れを断ることができる。

(1)動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号。以 下、「法」という。)第10条第1項に定める第一種動物取扱業に登録されている 業者が飼養又は保管している動物。

(2)法第26条第1項で定められている特定動物。

(3)その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受け入れが困難と認められた動物。

3 避難所の運営者が、明らかに負傷しているペットを見かけた際は、獣医師の診断を受け、必要な措置を講じるように助言すること。

4 避難所の運営者が、市町村に未登録又は狂犬病予防注射未実施の犬を探知した場合は、市町村への登録及び注射の実施について指導すること。

II 避難所の受入れ等

 1 避難所の運営者は、飼い主に対してペットの放し飼い、無駄吠え、噛み付き及び、ペットに付着したノミ・ダニの持ち込みなどの行為を慎むよう指導すること。

2 避難所の運営者は、避難所にペットを受け入れる際には、他の飼い主と明確に区別できるよう個体識別を行うとともに、感染症等の観点から、できるだけ人とペットの収容場所を区分するよう努めること。

3 避難所の運営者は、飼い主に対して、避難所外で動物の受入れを行っている動物愛護団体等にペットを預けた場合の情報共有を行うこと。

III 避難所における遵守事項
1 飼い主は、ペットの健康状態等における責任を負うこと。

2 避難所の運営者は、ペットの飼育者に対して運営者の指示に従うよう指導す　　　　ること。

3 ペットの飼い主は、感染症や排せつ物等公衆衛生上危害を及ぼすような飼育をしないよう心がけるとともに、避難所の運営者も、衛生管理について飼い主に対して指導すること。

4 避難所の運営者は、犬猫について、雌雄を分けて収容する等、施設内におけるむやみな繁殖を制限できるようにすること。

 5 その他、避難所の運営者は、飼い主との情報共有を図ること。

避難所におけるペットの飼育に関する運用については、本ガイドラインを参考にしてください。

(参考資料1)

IV 例外事項 身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)により身体障害者補助犬と認められた犬については、本ガイドラインの例外とする。

<参考>

環境省HP・ペットの災害対策

URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\_law/disaster.html

**仮設住宅におけるペットの受入れに関するガイドライン**

I 受入れ可能なペット等

 1 ペットとは、飼い主が生活していく上で密接な関係を持っている動物であり、仮設住宅の運営者は、できるだけ仮設住宅で受け入れることとする。

2 仮設住宅の運営者は、次の動物について受け入れを断ることができる。

1. 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号。以下、「動物愛護法」という。)第10条第1項に定める第一種動物取扱業に登録さ れている業者が飼養又は保管している動物

(2)動物愛護法第26条第1項で定められている特定動物

(3)その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受け入れが困難と認められた動物 (4)犬については、狂犬病予防注射未実施、かつ市町村に未登録であること。

3 仮設住宅の運営者が、明らかに負傷しているペットを見かけた際は、獣医師の診断 を受け、必要な措置を講じたことを確認した上で、同居飼育可能とする。

II 受入れ手続き

1 仮設住宅の運営者は、仮設住宅においてペットの飼育を希望する飼い主に対して、その旨を届けさせること。(別紙様式)

2 仮設住宅の運営者は、飼い主に対して仮設住宅の集合単位ごとに「飼い主の会」を設立させるとともに、ペットを飼育していない住民の相談窓口及び飼い主同士の情報交換の場を設け、住民間の不安解消に努めるよう助言すること。

3 仮設住宅の運営者は、飼い主に対して、ペットの個体識別措置を実施するように助言すること。

III 仮設住宅同居飼育における遵守事項

1 飼い主は、ペットの健康状態等における責任を負うこと。

2 仮設住宅の運営者は、飼い主に対して運営者の指示に従うよう指導すること。

3 ペットの飼い主は、感染症や排せつ物等公衆衛生上危害を及ぼすような飼育をしないよう心がけるとともに、仮設住宅の運営者も、衛生管理について飼い主に対して指導すること。

4 仮設住宅の運営者は、犬猫について、雌雄を分けて収容する等、施設内におけるむやみな繁殖を制限できるようにすること。

5 その他、仮設住宅の運営者は、飼い主との情報共有を図ること。

仮設住宅内におけるペットの同居飼育に関する運用については、本ガイドラインを参考にしてください。

IV 例外事項

(参考資料2) 身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)により身体障害者補助犬と認められた犬については、本ガイドラインの例外とする。

**仮設住宅内ペット飼育についての誓約(例)**

仮設住宅内におけるペット飼育について、次の内容を遵守します。

1 ペットは、原則、室内での飼育を心がけます。やむを得ず、屋外で飼育す る場合であっても、近隣住民に迷惑をかけないよう飼育し、近隣住民から苦 情があった場合は、速やかに対応します。

2 野外飼育又は散歩時には、必ずリード等の装着によりペットを十分コント ロールできるように心がけるとともに、放し飼いは絶対にしません。また、 野外で排せつをした場合は、その排せつ物は放置せずに持ち帰る等適切な措 置を心がけます。

3 飼育しているぺットの逸走等に備え、必ず迷子札の装着等個体識別可能な 措置を実施します。

4 伝染病のまん延防止のため、定期的な予防接種等を行い、ペットに何らか の異常が認められた場合は、速やかに獣医師の診察を受けます。

5 鳴き声や臭い等、人に対して不快なストレスを与えないよう、日頃からペットに対しての衛生管理を心がけます。

6 問題行動により人へ迷惑をかけないように心がけます。

7 仮設住宅の集合単位ごとに設立されている「飼い主の会」に参加します。 また「飼い主の会」の一員として、仮設住宅の運営者及びペットを飼育して いない住民からの相談窓口となり、住民間の不安を解消するようにします。

年　　月　　日

署名: